

女性誌セックス特集における女性の性

—「セックスできれいになる」からの出発—

望 月 智 代

女性たちはどのようにして性の情報を得ているのだろうか。本論では、女性が無気なく手に取り流行のファッションやメイクなどの情報を得ている一般誌のセックス特集に注目し、女性たちにどのようなセックス観が提示されてきたかを明らかにする。男性にはポルノグラフィをはじめ、様々に開かれた性の情報源があるのに対し、女性のための開かれた性の情報源というのは少ない。それゆえ、女性たちにとって身近な存在である女性誌のセックス特集を分析することは、女性の性についての認識のあり方と変化を知ることにつながるはずだ。

セックス特集を組んだ女性誌として最も関心を集めてきたのは、1989年から毎年、年に一回セックス特集を組んできた『an・an』である。本論でも『an・an』を中心に考察をした。90年代前半、『an・an』は「セックスできれいになる」というテーマを提示し、セックスとファッション・美容・健康を同列に語り、性の解放の一翼を担った。しかし同時に定型的な性規範を脱し得ていない側面も目立ち、女性に不安と戸惑いを与える危うさを孕んでもいた。90年代後半は、精神的な充足の重要性を説きつつ、一方で刺激が先行した快樂重視の性を示すという、二つに分裂した傾向がみられる。ここには、男性向けに作られたポルノグラフィの普及や多様化がもたらした、男性中心的な性のあり方との重なりが指摘できる。2001年に行き詰まりを見せたのはそれゆえであろう。その後、2003年に復活し、「恋に効くセックス」のテーマのもとに、両性にとっての性、特にありのままの自分であることの大切さが説かれ、マスターベー

ション特集など女性にとっての性の追求にシフトしている。そして2007年には、「セックスで恋がときめく!」というテーマに変化し、セックスは恋が「ときめく」ための多様な選択肢のひとつとなっている。このように、『an・an』の特集を辿り、性の意味づけや比重の置かれ方が刻々と変化してきた過程を明らかにした。

また本論では、女性誌と男性誌の違いについても考察した。アダルトビデオで男性が被写体となることなく女優のみが眺められるように、男性誌のセックス特集においても男性は「内側」にはいない。女性が欲望の対象とされるばかりで、文字を持つグラビアといって過言ではない。女性誌における性の提示は、こうした男性との差異を単に埋めるものではなく、女性の役割が妻と娼婦に二分化されていることや、「見る／視られる」という性別による非対称性そのものを崩す方向に進むべきである。

女性が本当の意味での性の解放に向かうためには、性にまつわる刷り込みを、刷り込みとして認識していくところから始めなければならない。もちろん男性も、同様であろう。画一的な性のあり様に組み込まれていることに早く気づくべきである。そうすることにより、より自由で多様な性を生きていけるのではないだろうか。それは同時に自分自身のセクシュアリティへの問いかけとなるはずだ。

一般女性誌は、その時期の流行を敏感に表現するファッション誌として、流行の短いサイクルに沿って主義主張を変えていく。セックス特集も同じように流行に影響されないとはいえず、時代の流れと共に変化してきた。しかし、女性誌において展開されてきたセックス特集は、紆余曲折しながらも、女性にとっての性のあり方の提示へ向かい続けてきたという事を本論で検証した。

女性にとっての性の追求と同時に、女性であるという枠組みそのものを越えた、私が私であるための性のあり方を追求し、ひとりで立つこと——性からの自立が女性にとって大切なのではないだろうか。女性誌のセックス特集にもまた、その可能性を託したい。

代理懐胎

— 法学とジェンダー学からの分析 —

澤 田 さゆり

代理懐胎は生殖補助医療のうちの一つである。代理懐胎は不妊原因を治療して自然的な妊娠を補助する不妊治療とは異なり、性交渉を必要としない。第三者の女性に夫婦の受精卵を移植し、懐胎・出産してもらう手段（いわゆる「借り腹」）である。

日本では、2003年4月に日本産科婦人科学会と厚生労働省の生殖補助医療部会が代理懐胎を禁止するという会告を出している。理由は、どちらも「子の福祉の優先」「身体・精神的負担」「家族関係の複雑化」である。「日本では禁止」とはいえ、会告や報告書は法的拘束力を持っていない。そんな中、代理懐胎施術の実施を公表している医院がある。長野県にある諏訪マタニティークリニックだ。同院長の根津八紘医師はこれまで15例の試みのうち8例が出産に至ったことを発表している。同医師の行った施術はすべて非商業的な代理懐胎であり、懐胎者は依頼者の実母や姉妹であった。代理懐胎についての報道がなされるようになり、代理懐胎に対する国民の意識は年々、容認へと変遷していった。2007年の厚生労働省の調査では容認派が54%と半数を超え、2003年の調査結果の43%と比べ、大きな変化である。

ではなぜ代理懐胎が行われるのだろうか。私は、家父長制時代から言われてきた「女は子どもを産んで一人前」という社会通念が現代になっても依然としてあるからだと考える。ただ、近年においては、女性の意識は「産む」ことから自分の子どもを「持つ」ことへとシフトしてきているのではないだろうか。

不妊だから養子をとるのではなく、代理懐胎という道を選ぶ理由。それは「自分の子ども」、つまり夫婦の遺伝子を受け継ぐ子どもを持つことが重要だと考えられるようになってきたからである。

「母親になってこそ一人前の女性」という社会が与える女性の「価値」が、「『自分の子ども』をもって一人前」という女性の新たな「格付け」へ変わっているのではないかと考える。これまでは不妊と分かれば「子どもを産むこと」を諦められていたのが、医療の発達と代理懐胎の誕生により、第三者の子宮を借りてでも、自分の子どもを持つことが可能になった。これにより今日の既婚女性は、「夫と自分の子どもを産むこと」という新たな圧力を近親者や社会から受ける危険性が生じている。子どもを産んでも産まなくても、女性が「女性として一人前」と認められる社会が望ましいのだが、その到来はまだ先のことなのかもしれない。

2008年4月には代理懐胎を含めた生殖補助医療の法制化に向けて日本学術会議に最終報告が厚生労働省に提出された。「代理懐胎禁止」の姿勢が貫かれたこの報告書は、事実上、国の公式見解といえる。しかし、それは「代理懐胎容認」へとシフトしている国民の意見を無視するものになっているという主張が成り立つ。また、少子高齢化が叫ばれる現代において、「私たちの子どもが欲しい」と願う人に一人でも多くの子どもを持ってもらわなければ、これからの社会が成り立たなくなってしまうという意見もあるだろう。

さまざまな問題を多く含む代理懐胎の是非について、現時点で私は明確な意見を述べることはまだできない。仮に、日本での代理懐胎が認められ普及すれば、女性への新たな「格付け」と「圧力」が生じるだろう。また、今回の論文では考察できなかった生命倫理の観点からも慎重な検討が必要となる。しかし、他方で子どもを産みたい人の切実な心情も大いに理解できる。また、少子化が及ぼす日本へのマイナス効果についても考慮しなければならない。これらを総合的に判断したうえで、今後、代理懐胎を含めた生殖補助医療のガイドラインを設定してゆかねばならないことだけは確かである。